

## 裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 令和元年7月11日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

### 参加者等

司会者 前 田 巖 （千葉地方裁判所刑事第5部判事）  
裁判官 福 田 恵美子 （千葉地方裁判所刑事第5部判事）  
裁判官 井 上 寛 基 （千葉地方裁判所刑事第5部判事補）  
検察官 及 川 恭 輔 （千葉地方検察庁検事）  
検察官 寺 嶋 高 志 （千葉地方検察庁検事）  
弁護士 立 花 朋 （千葉県弁護士会所属）  
弁護士 野 村 真莉子 （千葉県弁護士会所属）

- 1 番 裁判員経験者
- 2 番 裁判員経験者
- 3 番 補充裁判員経験者
- 4 番 裁判員経験者
- 6 番 裁判員経験者
- 7 番 裁判員経験者
- 8 番 裁判員経験者

### 議事概要

別紙のとおり

(別 紙)

**【司会者】**

本日は、お忙しい中、意見交換会のためにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。この会は、7名の裁判員、補充裁判員を経験された方にお集まりいただいておりますが、皆様に御経験された裁判員裁判の審理あるいは裁判を振り返っていただき、裁判員制度をよりよいものにするために御意見を承る、こういう機会でございます。どうかよろしく願いいたします。

私は、千葉地方裁判所刑事第5部の部総括判事の前田と申します。本日進行を務めますのでよろしく願いいたします。ここには私のほかにも裁判官、検察官、弁護士の方に参加していただいておりますのでその方々から順番に自己紹介をお願いしたいと思います。

**【福田裁判官】**

千葉地裁刑事第5部で裁判官をしております福田と申します。よろしく願いします。忌憚のない御意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【井上裁判官】**

同じく千葉地方裁判所刑事第5部で裁判官をしております井上寛基と申します。ふだん、裁判員の評議では、左陪席として行為責任の考え方などを説明しているのですが、もっと分かりやすく伝える方法はないかなと、本日は裁判員経験者の方の忌憚のない御意見を伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。

**【及川検察官】**

千葉地方検察庁の公判部で検事をしております及川と申します。検察官としましても、裁判員経験者の皆様から御意見を賜れるというのは貴重な機会だと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【寺嶋検察官】**

同じく千葉地方検察庁の公判部で検察官をしております寺嶋高志と申します。本

日は、裁判員の方の御意見を直接聞ける貴重な機会だと思って、楽しみにして参りましたので、よろしく願いいたします。

**【立花弁護士】**

千葉県弁護士会の弁護士の立花と申します。今後の弁護活動のためにも、本日は皆さんの御意見をいろいろお聞きできればと思います。よろしく願いいたします。

**【野村弁護士】**

同じく千葉県弁護士会の弁護士の野村と申します。本日はよろしく願いいたします。今日のテーマは、裁判員から見た量刑評議ということです。私もふだんから量刑には非常に興味、関心を持って活動しておりますので有意義な時間が過ごせたらと思っております。よろしく願いいたします。

**【司会者】**

法曹、すなわち裁判官、検察官、弁護士の参加メンバーは今のとおりということがあります。どうかよろしく願いいたします。それで、今日お集まりいただいております皆様は、裁判員裁判のときと同じように番号で呼ばせていただくこととしております。

1番の方が御担当された事件は、現住建造物等放火の事件で、争点としては実刑か執行猶予か量刑が問題になった事件と承知しております。それで、事案の概要は判決書によりますと、木造のシェアハウスで共同生活をしていた被告人がほかの居住者や、あるいは管理者に対する不満から、ほかの居住者の部屋に新聞紙で点火して放火し、その結果、その部屋のドアなどが焼けたという事件と聞いております。たまたまこの犯行の際にはそのシェアハウスにはほかに人がおらず、燃えた範囲もそんなに広くなかったということが前提になっていたり、他方で動機は非常に身勝手だけれども、被告人が自首していたりとか、あるいは保険で賄えなかった被害についての弁償がされていたりとかあるいは被告人なりに反省していたということなどを考慮の上、結論としては執行猶予付きの判決が言い渡され、ただし様子を見る必要があるということで保護観察を付けられた事件というふうに承知しております。

れども、よろしいですか。

【1番】

はい。

【司会者】

裁判員裁判，大変御負担いただいたと思うのですが，経験されてどんな印象をお持ちになりましたでしょうか。

【1番】

私が担当いたしました事件は，誰かが傷付いたりということはなかったので，ちょっと言葉は悪いんですけども，比較的気楽に参加できたということと，また裁判員制度は，楽しくと言ったらおかしいんですけども，いい経験になったなという思いですが，職場環境が違えばまたそれなりにいろいろな問題があったかもしれません。

【司会者】

ありがとうございます。それでは，2番の方の担当の事件を御紹介させていただきます。2番の方の御担当の事件は，これは服役したことのある被告人が刑務所から出て約半月ぐらいでお酒を飲んで，しかもお金もなくなっていたということで，夜間通りかかった女子中学生を襲って，引きずったり倒したりするような暴行を加えて，お金を出せと言って現金を奪い取った。その際に，女子中学生にけがを負わせてしまったという強盗致傷の事件と聞いております。この事件も事実には争いがなくて，量刑が争点だったということで，犯行態様としては夜間につけ回したり，性的な接触を強いるかもしれない可能性をにおわせてお金を要求したということが非常に卑劣であるという評価がされていますが，他方で暴行の程度としては，けがをさせるまでの意図はなかったとか，それからけがの程度も幸い軽いものだったとか，被害金額も1000円と少額だったということから，路上強盗の中では中程度くらいの事案と位置付けがされたのかなと，判決書からそう読み取れます。また，弁護人からはアルコール依存症の影響がこの事件にあったんだということで，それを有利

な条件として酌んでもらいたいという主張があったようですが、それに対しては意思決定に対する非難の程度を下げるものではないということで退けている判断がされており、ただ、そういうことはあるんですけれども、被告人は記憶がないとしながらも事実を認めていることとか、自分の性格傾向の問題性を自覚して再犯を抑止できるように今度こそ立ち直ると誓ったということなどを考慮して、検察官の求刑は懲役6年というものでしたが、判決では懲役4年6か月の言渡しをした事例と聞いております。事件の審理、評議に御参加された御感想を伺えればと思います。

## 【2番】

一言で言うと、裁判員制度そのものに興味がありました。ですから、あその席に1回座ってみたいなという、そういう気楽な問題でした。それから、担当した事件は、今おっしゃったように、人を殺したというような事件ではなくて、そのような事件と比較すれば気楽な裁判だったように記憶しておりますが、ほとんどもう忘れています。ですから、結局裁判員制度というものよりは市民が参加する機会だったというふうに今感じています。もう少し裁判員制度のPRや、あるいはコマーシャルではないですけれども、裁判員制度そのものに参加しやすいような環境を整えるだとか、何かした方がいいと思います。私は、おかげさまで新聞を読んでも裁判という言葉が出ると非常に気になります。結局それはやはり参加しないと分からないので、やっぱりPRしないといけないという反省があります。それから、殺人事件だと見返りのように自分の方がやられてしまうのではないかと、裁判した人に危害を加えるようなことがあるのではないかと、素人考えかもしれませんが気になりました。

## 【司会者】

どうもありがとうございました。それでは、3番の方の関与された事件は性犯罪であり被害者はお二方います。まず一人目についてですが、Aさんという方の後をつけてAさんの家に押し入って暴行を加えて性交しようとしたところ、未遂ではあったけれどけがをさせてしまった。次に二人目についてですが、Bさんという別の被害者の後をつけて同じく自宅に侵入しようとしたんだけど、叫ばれるなどし

て逃走したということで、それ以上には進まなかった、こういう2件の事件が起訴されたものであります。それで、この事件も量刑が問題となって、実刑か執行猶予か、これが争われたようではありますが、判決ではAさんの事件では凶器の使用や殴る、蹴るなどの暴行には及んでいないけれども、10分にわたってわいせつな行為をエスカレートさせていった、それからまた見ず知らずの女性の後をつけて、その自宅に侵入して助けを求めることのできない密室の中での犯行であり、これが非常に卑劣で悪質な事案であると、こういうような評価がされています。また、2件目も同じような目的で行われた犯行だということで、相互に強い非難が妥当すると、このような評価がされていました。他方で性交自体は未遂であったこと、それからけがの程度も2週間以内のものであったということで、その位置付けを検討されて、更に弁償金の一部としてAさんに対しては50万円、Bさんに対しては10万円をそれぞれ支払ったこと、こういうような中で結局執行猶予はふさわしくなく、実刑はやむを得ないけれども、そういう事情を酌んで懲役5年6か月の求刑に対して懲役4年の言い渡しがあったという事案と判決書からはうかがわれますが、事件の審理あるいは評議に御参加された御感想等はいかがでしたか。

### 【3番】

この制度ができて10年ですね。ちょうどこの制度が始まる前に、裁判所からいろいろと周知するという目的だったと思うんですけど、私が住んでいる自治会館に裁判所の方がいらっしゃって、12月に説明会があったんです。それはそれでよかったんですけども、そこで実は随分たくさん質問が出たんです。それで、その場で返答していただいたのも幾つかあったんですが、即返答ができないので持ち帰って改めて返答しますという件が幾つかあったんです。今となつては何の質問をしたか忘れてしまったんですけど、私の質問についても返答がなくて、はっきり言って裁判所には不信感を抱きました。この制度ははっきり言って一般の人の意見を聞くという名目だけで、自分たちを正当化するだけのものではないかというような感じを受けていました。

たまたま裁判員の関係で去年連絡が来て、実は1か月置きで2通来たんです。それでランダムに選ばれているなというのを感じまして、2件比べてみると審理期間に結構開きがありました。それで、短い方を選びました。それがこの案件だったんですけれども、実際に参加して、強制性交などという余り聞き慣れない言葉の説明やその他もろもろの説明もかなりしっかりやっていただきましたし、それで裁判員に選ばれた皆さんの意見もしっかり聞いていただきました。私の印象では、皆さん結構フリーに話しておられ、先ほどちょっと申し上げた不信感はかなり和らいで、私自身としては参加できてよかったなと思っています。ただ、なぜ質問に対する返答がなかったのかなとはいまだに思いますが、先ほどの方もおっしゃいましたPR活動の件をしっかりやっていただければいいのではないかと思います。

#### 【司会者】

どうもありがとうございました。それでは、次は4番の方です。4番の方は、殺人という罪名の事件であります。事案としては、精神疾患のある奥さんと心中することを決意した被告人が、その奥さんの首をベルトで締め付けるなどして窒息させて殺害してしまった事案であります。動機としては、精神的に不安定な奥さんの要求に応じて仕事を辞めたり、借金を重ねたりという中で経済的、精神的に追い込まれて、このような行為に及んでしまったのだというところが量刑事情としても酌まれているんですが、ただやはりそういう奥さんへの対応の在り方について、ほかの人にも相談できる環境にあったのではないかとか、それからそもそもどんな病気なのかということもちゃんと把握することができたのではないかとか、そういうことをしないで無理心中を決めたということは余りに安易で短絡的だという評価がされていたかと思っています。そういう中で、実刑の言渡しがされておりまして、検察官の懲役5年という求刑に対して、判決では懲役3年6か月の刑が言い渡されています。審理あるいは評議された際の御感想としてはいかがでございましょうか。

#### 【4番】

私の場合は殺人とはいっても無理心中ということで、赤の全く知らない人を理由

もなくというような殺人ではなかったので、殺人という言葉で考えるにはそこまで重くないと言ったらちょっと失礼なんですけれども、少し違った殺人かなと考えていました。正直申し上げて、裁判員に選ばれることがあるなんていうことはこの10年何も考えたことがなかったので、皆さんそうだと思うんですけど、年の初めに裁判員に選ばれるかもしれないというような通知が来たときに一番驚きまして、そこからまた何の連絡もないので、また忘れた頃に今度は抽選に来てくださいということだったので、こういうふうにして選ばれるのかというところから参加させていただいて、何も分からない私などに対しても、裁判官の方が一つ一つ丁寧に説明していただいて、また意見交換というのもみんなが自由に意見を言うことができ、その意見が否定されることもなければ、そういう考え方があるとか、そういうことは聞いてみないと分からないというふうに、とても話し合いがしやすい場を作っていたということ、すごく私としてはいい経験になって、勉強になり、今では本当に参加してよかったなと思います。ですから、今回の意見交換会についても私以外の方がどういう感じだったのかというのを知りたいなと思ったので、今日は参加させていただいたので、いい経験ができるかなと思っております。

#### 【司会者】

ありがとうございました。それでは、引き続いて5番の方は御欠席のため、6番の方を御紹介しますと、6番の方の事件も罪名は殺人未遂という事件であります。この事件でも被害者に当たる方、これは被告人の弟さんなんですが、その方が精神疾患を患っていて、病院に行くように勧めたけれど、そのときに暴言を吐かれたということで、かっとなって殺意を持って首を背後から腕を巻き付けて締め付けて失神させた。だけれども、殺害には至らなかったという事案だったというふうに聞いております。それで、判決の中で、動機としては、一人で抱え込んだりしないで適切にほかの人に相談するとかすればよかったのに、そういうことをしないでこういう重大な行為に及んだのは短絡的で身勝手だという一方で、4年もの間、被害者の通院に付き添って、また自分の収入でお母さんやら被害者の生活を支えてきた、そうい



うところもあるため、被害者の言葉に過剰に反応したんじゃないかということが指摘されておりまして、かつまた被害者も幸い一命を取りとめ、あるいは後遺症もなかったこと、更に被告人が自首していることや、謝罪したり、更生の意欲を述べていたり、あるいはそもそも被害者のお母さんも処罰を望んでいない、このような事情を考慮して、執行猶予か実刑かということが問題になっていたのですが、懲役3年、5年間の執行猶予という判決が言い渡されたと聞いております。御参加された御感想としてはいかがでございましょうか。

#### 【6番】

私も以前から裁判員制度にはずっと興味があって、実は私の主人も過去に選ばれそうになったことがありまして、ただ職業的にちょっとできなかつたというので辞退をさせていただいたんですけれど。身内からもう一人選ばれ、変な言い方をすると家族の期待とともにどういうことを聞かれるのか、どういうことをやるのかという感じでしたが、個人的にはすごくいい経験をさせていただいたと思います。今回担当したのは殺人未遂で、弟さんの身内の出来事でした。明日はもしかしたら自分のうちにもあるかもしれないような身近な事件だったので、話を進めていくうちにいろんな状況や背景が分かるにつれて、赤の他人を殺したとかそういうわけではないんですけれど、気持ちがちょっと重くなってしまいました。でも、やっぱり参加してよかったというのが一番の感想です。私も裁判員裁判の経験をしたことで、これまで当たり前のように過ぎていったこと、新聞の記事も見ないで、それこそ先ほどおっしゃった裁判とかそういう文字が出ても気を付けることもしなかったと思うんです。

でも、今回裁判員を経験して、起訴状とか言葉の端々に興味を持って新聞を見たりメディアを見たり、一社会人として裁判のことに関心を持つことによって、またこの制度の在り方とか今後どのようになるのかということもいろんな意味で議論したりとかして変わっていくかと思うので、先ほどおっしゃったPRとか、一人一人がもうちょっと関心を持って物事を捉えてみるというのは必要かなと思いました。

## 【司会者】

ありがとうございます。それでは、次に7番の方の事件を紹介させていただきます。7番の方の事件は、現住建造物等放火の事件ですが、これは被告人が若干知的なハンディを負っている方で、生活保護も受けられていたようなんですが、その生活保護費が振り込まれなかったことで自暴自棄になって自分の住んでいるアパート、これはほかにも9名の方が使っていて、しかも犯行時には二人の方が実際に家にいらっしゃったということのようですが、その部屋に放火して、大体そのアパートの3分の1くらいを燃やしてしまった事案と聞いています。それで、判決の中ではこのアパートの3分の1余りが燃えてしまったということであったり、あるいは実際にお二方居住されていた人がその建物の中にいたという辺りが重視されて指摘されています。他方で、知的ハンディの点から行動を抑制する力、これが十分でなかったということも考慮されていまして。そんな中、結論的には同じような事案の中では重い方の事案ではないかということが前提にされていまして、更にそのほかの情状としては被告人が結局うまくはいかなかったわけですが、点火後に消火器を使って消火活動をしたとか、あるいは事実を認めて反省しているとか、あるいは社会復帰に当たっての支援の体制が整えられていることなどが考慮されていまして。結論として、この事件は執行猶予を付することは相当ではないということで実刑、検察官は懲役5年を求刑していましたが、判決では懲役3年の刑を言い渡した事案であったと聞いております。御参加された御感想としてはいかがでしょうか。

## 【7番】

まず、感想としましては、今回争点が心情なのか、情状なのかというところがとても迷いました。

実刑ということにはなりましたが、戻ってきてからどういうふうに社会復帰されるのかというところについては頑張っしてほしいなというところでした。

最後に、皆さんもおっしゃっていましたが、会社員をやっていて、なかなか会社の中でも裁判員に選ばれたという声を聞かない中、多分私の会社では初めて選

ばれたんだろうなと思いますけれども、非常に勉強になりましたし、多少仕事柄、役立つことができたのかなというふうに思いました。

【司会者】

ありがとうございます。ただいま心情とおっしゃっていたのは犯情といたしますか、判断自体の事情ということですか。

【7番】

被害者の方の気持ちです。

【司会者】

被害者の心情ということですね。

【7番】

はい。

【司会者】

それでは、最後に8番の方の事案を紹介させていただきます。8番の方の事件は、資産家を狙った連続侵入強盗事件、これが3件ありまして、そのうちの1件について、家にいらっしゃった方にけがを負わせてしまったことから強盗致傷ということで裁判員裁判になったものです。被害について、1件目は御自宅にいた方がけがをされた事件なんですけど、奪われたお金だけで1400万円というもので、2件目はお金が見付からなかったのが未遂だけど、押し入った人は脅されたり怖い思いをした。3件目は、押し入った先でけがを負わせることはなかったんですけど、現金として577万円余りを奪ったという連続強盗の事案でした。この事件では事案が重大だということもあるんですけど、共犯者二人と一緒に実行して、更にほかにも共犯者がいるという事案だったようであります。そんな中、量刑のポイントとしては共犯者間のバランスが議論になったのかなということが判決書からうかがわれました。事案は重大だけれども、更に共犯者の間での立場だとか、あるいは暴力団員から誘われたという話について、それが断れたか断れないのかということが何か話題になったのかなということが判決書の記載からはうかがわれてまいります。結局は二人の

被告人に対してそれぞれ関わり合いの程度その他から、一人に対しては懲役8年、もう一人に対しては懲役9年が言い渡されているという事案であります。関係者が多かったりと審理の時間も今日お見えになっている方々の中では一番多く日数が掛かった事件ですが、御参加になった御感想等を伺えればと思います。

### 【8番】

この事件は、資産家を狙った強盗というのが一番の争点でして、資産家ではない私は対岸の火事だと思っていたんですけども、ちょうどこの裁判中にアポ電強盗がテレビですごく放送されるようになりまして、ああ、やっぱりこんなに強盗って多いのだということを知ることになりました。犯人二人は一番末端の上からの命令によって実行犯となった二人で、まだ20代でとても若い青年たちで、その青年たちが法廷で涙しているのを見ると、胸に詰まされるものがありました。被害に遭った方もとても怖い思いをしたし、多額の現金を盗まれたり、宝飾物を盗まれたりと精神的苦痛もかなりあったということをお話ししているので、被害者側の心情に寄り添ってしまうところもあると思うんですが、末端の子たちもそれぞれの事情があったんだろうなということも多少は酌み取ってあげるべきなのか考えました。また、新聞報道で見ていると末端の子たちが悪いということにはなるとは思うんですけども、犯罪というのは何かちょっと歯車がかげ違ってしまったら犯してしまう可能性もあるんだな、怖いなと非常に勉強になりました。

### 【司会者】

ありがとうございます。それぞれの方が関与された事件の概略と、皆様の御感想を伺わせていただきました。

今日皆様にこの後お話を聞かせていただきたいのは、まさに皆様が御担当になった事件で実際に話題になったであろう量刑を決める際の話合いの仕方であったり、あるいはそこでいろいろ法律的な説明を裁判官もしますし、あるいはその前提として検察官、弁護人も説明をしたりするんですが、その本質的な考え方についての説明の分かりやすさだとか、あるいは皆様の感覚からどうお感じになるかというところ

ろを含めてざっくりばらんに御意見を伺いたいと考えております。刑を決めるときの話合いの進め方、行為責任という考え方については、おそらく裁判官からも説明があり、あるいはその前提として検察官の論告あるいは弁護人の弁論という意見表明の場面においても刑はこういうふうと考えてもらいたいという話があったと思います。その中で、まずそういう考え方は、ふだん皆様が暮らしている中の常識や何かに照らして分かりやすいものだったかどうかということや、あるいは恐らく量刑の評議の中で私たちは量刑グラフと言っておるんですが、これまでの事件がどう処理されてきたかというグラフが皆様にも示されたのではないかと思います。それを何に使うのか、どう使うのか、その意味合いなどについて理解はしやすかったのか、あるいはどんな印象をお持ちになったのか、それから今私の方で事案について少し御紹介した中で、判決書の量刑の理由の中、刑を決めた理由が書いてある部分がありまして、そこから御紹介したのですけれども、同じような事案の中で重いとか軽いとか、いや真ん中だとか、こんな形で触れられているところがあるのですが、そういうような御意見を皆様は多分求められたと思うのですが、初めてこういう事案に接する中で非常に困ったとか、いや、こういう道筋で考えたら分かりやすかったとか、何かそういう辺りでいろいろお考えになったこと、皆様がどんなふうにそういうときに思われたか、感じたか、あるいは悩まれたか、この辺りをお聞かせいただけたらと考えております。

#### 【7番】

量刑のところの考え方で、私が扱った事件というのは放火だったんですけれども、放火ってどれぐらい重いんだろうかというのがよく分からなかったもんですから、裁判長にもお尋ねしました。

#### 【司会者】

裁判長あるいは陪席の裁判官から説明があったかと思うんですが、それをお聞きになって、ああ、なるほどと思われたでしょうか、それとも、よく分からないとか、何かその辺りについてどのような印象をお持ちになりましたか。

## 【7番】

やはり放火といっても、たまたま今回の件は人が亡くならなかっただけなので、場合によっては亡くなるケースもありますということを説明いただきまして、あと昔でいうならば、例えば江戸時代だったら火付盗賊みたいな形の例を説明いただいて、そういうところでやはり放火といっても重いんだなというのが理解できました。

## 【司会者】

ほかの方からはいかがでございましょうか。

## 【2番】

ざっくりばらんに言うと、結局量刑というのは分からないんですよ。何が分からないかという、被告人となる方が今までどういう生い立ちで、あるいはどういう教育を受けて、あるいはその人の考え方みたいなのはなかなか分からないわけです。やっぱり国が悪いというのもありますよね。災害に遭っちゃったとか、あるいはそういう友達にめぐり会ってしまったとか、あるいは家庭が悪くて教育を受けられなかったとか、最近ですとツイッターとかいろんな経済的な問題とかというふうなことがあって、そこで事件が起きるというふうに悩んだわけです。だから、懲役何年というのはどうなっているんだろうということが僕は断然分からなかったです。結局コンピューターで出てきて、この案件ならこの位ですよというのを裁判官がおっしゃったという記憶があります。それはある統計の中で数字が出てきて、これだと3年、これだと5年というようなことで、そうかなというぐらいしか理解できないわけです。本当の量刑というのは、その人の持っていた人生とか、そうなった事件の背景、これはもっと分析すべきデータじゃないかと本当にいまだに思います。だから、人を裁くということの難しさ、あるいは警察が逮捕して証言させて、それをみんなで協議して、事件でそれを何年と決めるわけですから、場合によっては警察から始まってその流れというのは、どう逮捕されて、本人がうそをついているかというふうなことを含めて全部出てこない、本当の量刑というのは決まらないのかなというふうな気持ちは持っています。

【司会者】

だから、決めるのは難しかったと。

【2番】

決めるのは難しかったです。

【司会者】

ほかの方はいかがでしょうか。

【1番】

先ほどの7番の方と一緒に、私も現住建造物等放火だったんですけれども、私の場合、非常に燃えた範囲も少なく、現住建造物等放火の場合はたしか刑法でいくと懲役5年以上ということだったので、こんな程度で5年も服役しなければならないのかと最初の段階で思ったんですが、量刑グラフを見せていただいて、大体どのくらいだということが分かって、とても量刑グラフというのは私の場合、判断の上で役に立ったなと思っています。

【司会者】

何か法律の刑だけ聞いていると、すごく重いように見えたんだけど、ほかの一般的にこういう事案が実際にどう扱われているかが分かって判断しやすくなった、こういうことでしょうか。

【1番】

はい。

【司会者】

ありがとうございました。

【3番】

例えば量刑がどのくらいかということについて、一般的に我々が目にするのは新聞とかそういうマスコミ関係から知るくらいで、かなり重大な事件のことが多いんです。だから、別にこの案件が重大なのかとかどのくらいのものなのか、当初はまるで想像もつかなかったです。それで、私自身がそれらを考える上で気にしていたの

が公平性でした。ですから、量刑のグラフを見せていただいて、今回の事件はどれに該当するか、それは先ほどちょっとおっしゃっていましたが、表向きのところ、条件だけしかピックアップしていないかもしれないですけど、かなり参考になりました。その上で、被告人個人の状況も判断して考えていくということで、グラフというのは非常に参考になったということと、それに対応して考えていく場になったという感じがしています。

**【6番】**

私も量刑グラフが一番参考になったというのが素直な気持ちです。何せ全く知らないで裁判員裁判を担当して、いざ一般の人がどういう量刑を付けるかという場合に、被害者感情や被告人の生い立ちや自分でも気持ちのバランスがとりづらいというときに今までのデータ化した量刑グラフがあると、この案件でこういうことをして、例えば単独でやったとかデータを打ち込むと、大体のデータが出てきて、その中で一緒に裁判員裁判やった方で、でもこうだよねとお互い話合いをして、結局着地点に導くことができたので、私は自分の感情が流されないためにも、目安としての量刑グラフがあった方がいいかなと思いました。

**【4番】**

私の場合は殺人ということですが、まだ若い方の無理心中だったので、量刑グラフの中でも今だったら老老介護で殺してしまったみたいな事例があるんですが、若い方ではちょっと少ないというところがあったと覚えています。やはり物事を決めるときに、何か基準になるものというのがあるからこうやって話合いが導かれる、そういう形になっていくんだなというところがありましたので、量刑グラフというのを見たときに、なるほどそういうことなんだなというふうに裁判員の量刑を考えることができたなというふうには思っています。

**【司会者】**

余り違和感はなかったということですか。

**【4番】**



違和感というよりも、殺人事件ってこんなに違うんだなと思いました。私が担当した事件の被告人の場合は、奥様のことを殺してしまったため殺人ですが、その理由などによって、こんなに違うものなのかというふうに思いました。

**【8番】**

まず、量刑についてどれぐらいが妥当だと思いますかと言われたときに、全く見当がつかなかったです。検察官側から二人とも約10年超えの求刑がありまして、弁護士側はその約半数以下ということでしたが、それでは全く分からない。量刑グラフを見ましようとなったんですが、非常に迷ったというのが今でも思い出されます。量刑だけでも多分かなりの時間を要し、この年数はどうなんだろうというのは非常に悩んだところではありました。

**【司会者】**

非常に悩ましい事件だったという御紹介でしたけれども、それでもこういう事件の中で例えば被害額だったり、あるいは怪我をされたりとか、この事件の位置付けをされたりする中で、考え方自体はなるほどなと思われたか、ちょっと違和感があるなと思われたか、その点はいかがでしたか。

**【8番】**

なるほどなと思いました。やはり対価が少なくても被害額が大きかったし、精神的苦痛はかなりあったのでしょうから、これぐらいは妥当なんではないかとは思いました。

**【司会者】**

ありがとうございました。今、刑を決めるという上で、こんなことだけで決められるのかという問題意識も示された一方で、他方で初めてこういう判断に関与するに当たって、どういうふうに事件を位置付けて数字にしていくかという辺りでは、グラフというものが大変役立ったと、こういう御指摘が多かったかなと思います。

問題は、それが役立ったとして、その前提としての考え方として、私ども行為責任という言葉を使って、実際には刑を決める上でいろんな事情を考慮して行うんです

けれども、やったこと自体の悪さであったり、どうしてそんな悪いことをしたのかという意思決定について、どれだけこの人を責められるのか、これを中心に考えてくださいということで行為責任ということをお話しし、その上で更に修正的な事情として、例えば反省しているとか、前科があるかないかとか、そのほか今生い立ちとかどんな事情があるのかを考えていくという説明を差し上げているんだと思うんですけれども、その辺りの法律的な考え方について、何かそれって変じゃないとか、なるほど、そういうものかとか、その辺り何かお気づき、お感じになったことはありますか。

## 【2番】

裁判員に選ばれた立場でいくと、正直決められないんです。今グラフを見たということですけど、ある程度裁判経験の年数の統計を見て、この程度だということじゃないですか。グラフを信用するかどうかは別としてその程度すら判断できない。そこで犯罪そのものがどういう本質でなったのかということに悩みました。だから、それを判断するのは結局裁判員にはできないと思うんです。行為責任というんですか、我々はどこまで責任を持つのかということになると、そのグラフを見て、ああそりかなと思うんだけど、本当のところはすごく重くなっているのかなとも思います。

## 【司会者】

ありがとうございました。検察官、弁護士から何か聞いておきたいところがありますか。

## 【立花弁護士】

一点だけ弁護士の立花から質問をさせていただきます。量刑を決めるときの基本的な枠組みとしては、先ほどの行為責任とあって、やったことについてまず刑の大枠を決めて、やったこと以外のこと、反省しているかとか、あとは情状証人なんていう方が出てこられた裁判もあったかと思いますが、そういったことで大枠の中でその刑を調整していくというような流れを踏むのが一般的だと思うんですけれども、御自身の感覚としては、いや、行為責任じゃない方が重要なんじゃないかなとか、そ

っちの方を重視したいなとか、先ほどの行為責任の考え方とちょっとギャップみたいなものがもしあれば、そういったところをちょっと御感想とか聞いていきたいなと思います。

**【司会者】**

いかがでしょうか。8番の方からは、事件は重いんだけど、被告人の涙とかそういうところをどう扱うかみたいな話がちょっとありましたけれども、今の弁護士の方からの問い掛けとの関係でどんなふうに感じられたかというのは何かありますか。

**【8番】**

私が参加させていただいた裁判は非常に被害額が大きかった。でも、対価は非常に安かった、そのことについて弁護士の方は懲役これぐらいが妥当だろうということで、かなり思っていたよりも低くおっしゃっていたんです。確かに対価は低かったというのは事実だとは思いますが、やっぱり被害に遭われた方のことを考えると、対価云々よりも行為の方が重いのではないかというふうに思いました。

**【司会者】**

今の話は、要はやったこと自体の悪さの中にやはりそういうものがあって、その比重の方が大きかったかなということでしょうか。ほかの方からはいかがでしょうか。

**【7番】**

私の裁判では、弁護人の方が、要は知的障害だということを前提に最初からもう情状としているような気がしまして、一方では検察官の方はある意味きちんと理路整然とその行為について説明をしていただいていたので、印象的には弁護人の方は何となくもうそれ一点だけで来ているのかなという印象がありまして、本当にその人のことを考えていろいろと状況を説明するのが我々には伝わらなかったのかなというふうに思いました。

**【立花弁護士】**

ありがとうございました。

**【司会者】**

ただいま行為責任という考え方について、裁判官あるいは検察官や弁護人からの説明の在り方であったり、あるいは量刑グラフの使い方であったりについて御意見を伺ったわけですが、行為責任が中心で、行為責任以外の事情、例えば被害弁償があったり、あるいは前科や人柄とか、監督がこれからされていくのかとか、そういう事件そのものとは関係ない事情はその次に考えるというところは皆様のお話から御理解いただけていたと伺うことができたのですが、これら事情の扱われ方が納得のいくものだったのかどうかいかがですか。これは先ほどの立花弁護士さんの話とちょっと重なるんですが、行為責任は分かったけれども、でもこの事件では一般情状と言われる行為以外の事情の方が重要なんじゃないかと、そんなところで疑問を感じたり、あるいは迷ったり、悩んだりしたというような何か御経験をお持ちになったりしたかについてお聞かせください。

**【4番】**

私の場合は、無理心中ということで奥様を殺害されたという事件だったので、行為自体ということと、あとそれに至るまでの理由とか、そういったことが両方つながっての行為というところがあったので、一般情状も考えていかなければ結論が出ないような事件だったところがあります。ですから、行為そのものだけを見ても、殺人ということですが、そこに至るまでの事情とか、そういったことを考えた場合に、どうなるかというところもすごくみんなで話合いをしたのを覚えています。ですから、事件によってその位置付けというのがすごく違ってくるんじゃないかなというふうに私は思いました。

**【司会者】**

4番さんの担当された事件では、今お話しになられたいきさつであったり、どうしてそういうことをしてしまったのか、これもある意味でいうと犯罪そのものに関わる重要な事情という扱い方を多分したのだらうと思うんですが、そういうところを中心にお考えになったということで、反省の程度とか、あるいはそれまでに例え

ば前科がないとかという辺りはいかがでしたか。

【4番】

被告人がまだ若い方だったので、刑期を終えて社会に復帰してから御両親が健在だったりとか、職場の方がいろいろ考えてくださっているとか、そういった先のこととか、刑期を終えてからのことも裁判の中で弁護士の方等がいろいろお話しされていたので、そういったことも全て含めて話合いをしていたと思います。そういうこと全てを考えなければ決断が出せなかったようなところがこの事件であったと思います。

【司会者】

ありがとうございます。ほかの方からは何かありますか。

【6番】

私が担当したのも4番の方と同じで、身内である実弟の方が精神疾患を持っていたのですが、行為責任については評議の段階で皆さんと話をして、量刑グラフを参考にしながら、しっかりと突っ込んだ話をして、行為責任に対しての量刑は決め、背景にあったことを考え、一般情状も加味して出せた判決じゃないかなと思います。

【司会者】

扱われ方としても納得いくものだと、こういうことでよろしいでしょうか。

【6番】

はい。

【司会者】

ほかの方からはいかがでしょう。

【1番】

私の事件は、被告人が結果的には執行猶予になったのですが、本人の人柄とか周りの環境とか、かなり考えるところがありました。

【司会者】

ありがとうございます。今回御担当された事件の中で実刑か執行猶予かが問題になった事件が割と多かったかと思います。そういう事件では、先ほどグラフのお話がありましたけれども、それがどの辺りに位置付けられるのかということはもちろん大事ですけれども、今伺ったようなところも考えて結論を議論していったということなのではないでしょうか。ここを話題にしたのは、行為責任ということを強調する余り、今皆様から伺ったような事情が本当は皆様からするとすごく気になるのに軽んじられているんじゃないか、こういう疑念をもしお持ちになるような場面があったとすると、どんなところに問題があるかなという問題意識で聞かせていただいているんですが、余りそういう場面というか、そういう疑問はお持ちにならなかったでしょうか。先ほど2番の方からそういうところを全部踏まえなければ結論は出せないのではないかという御指摘もありましたがいかがですか。

#### 【2番】

判断材料として、被告人への質問というのはどうなのかなと。質問に対する表情だとか、罪を認めているんだけれども、本当にそういう意味の重みを持っているのかについて感じ取りたいわけです。これはさっき言った何年というのを決めるに当たっての本人の将来を考えたとき、次に向けて頑張ってもらいたいという託し方、そういうもので何年という懲役みたいなものが決まってくるんじゃないかと思うんですが、そういう責任を持ってその会話の時間をもうちょっと持ちたいという気がしました。それを踏まえて、評議の時間があつたと思うんですけれども、随分こちら辺は変わってくるのではないかなと思いました。

#### 【司会者】

ただいま2番の方から御指摘のあつたのは、要は量刑を判断するに当たって、いろいろ判断の材料として知っておきたいこと、これについてとりわけ被告人から直接対話といいますか、聞き出す形でそういう機会を持たないのかと、こういう話かなというふうに受け取らせていただきました。それで、2番さんの御担当になった事件でも被告人質問という直接被告人から事情を聞く時間はあつたと思うのですが、

何かそこでのやり取りでは十分ではないかと、このような問題意識をお持ちになったということでしょうか。

**【2番】**

意識というか、人間の表情、目あるいは言葉、そういうものの感情というものがやっぱり一つあったんじゃないかということです。文書で書いてあるものについては、例えばアルコール依存だとか、どうして危害を加えたとか、非常にそういう検察としては罪をつくるような反省があったと我々は感じたわけです。だけど、弁護としてはそういうものがあつた上で量刑を決めたりすると、本人はどうだったのかというものも一つのポイントになったんじゃないかということで申し上げているんです。

**【司会者】**

量刑判断の材料として、判断の資料として今2番さんから御指摘のあつたような、例えば被告人の本当の気持ちなり考えなり、こういうところを聞き出すということについて、弁護人の立場から何か審理に臨むに当たって工夫していることとかこういうところが難しいというところについて裁判員の方に分かってもらいたいところがありますか。

**【野村弁護士】**

弁護士の野村です。まず、否認事件なのか、そうではなくて公訴事実自体は確かに自分に覚えがあると、やりましたと、その上で例えばどういう思いがあつたとか、こういう事情があつたかという話を説明する事件なのかは全然違うものだと思っているので、ここでは量刑事件、公訴事実は認めているという前提でお話をさせていただこうと思います。

裁判員裁判だと、大体自白事件であつても最初に私たちが依頼者、その段階ではまだ被疑者ですけれども、御本人と最初に会ってから大体裁判員裁判が開かれるまでに六、七か月掛かっているわけなので、何度もお会いしている私と違って、裁判の間だけしか裁判官、裁判員とは接触がないため、やはりどういう人なのかということとちゃんと分かってもらわないといけないなという意識は持っています。ただ、

余りグルーピングできるわけではありませんが、自分のことすらうまく説明ができない方もいらっしゃるので、皆さんがふだん接触されている方、例えば知り合いとまではいえなくてもちょっと世間話ができるような方とは違い、例えば知的にハンディがある方もいれば、それがなくてもうまくいかないという方もいるので、あの短い時間で本当の気持ちをきちんと出すというのはかなり難しいことだということ想像いただけるとすごくありがたいなと思いつつ、その中でもきちんと質問を聞いて、なるべく自分の感情を乗せて話してもらえるように、伝わるようにしていかないといけないなという気持ちでおります。

#### 【司会者】

弁護人の立場からすると、かなり意識して伝えられるようにということは配慮されているんだと思います。とはいえ、なかなかもどかしさを裁判員の方におかれては感じることもあるのかなと伺いました。一般情状について差し当たって皆さんが御担当になった事件で今伺っているところだと、先ほど申し上げた落差といいますか、皆さんの一般の感覚からずれているというような扱いではなかったというふうには承らせていただいているんですが、今私の進行の中で拾い上げられているかどうかちょっと分からないところもあるんですけども、皆様今回初めて裁判員裁判に臨まれて、刑を決める。一応話の進め方としては、行為責任という考え方で枠組みを作る。そのための数字をどの辺に位置付けるのかということを探るためにグラフなどもお示しして、それを参考にさせていただく形でやっているわけですが、それでも刑を決めるのは難しかったとか、やはり2番の方から先ほど来それでよかったのかどうかということをお伺いしておるんですけども、御自身の考えを裁判員として必ず述べていただかなければいけないんですが、それをまとめていくことの難しさとか、あるいは話合いとして、こうやればうまくいくのにうまく導いてもらえなかったとか、あるいはこうしたら話しやすかったんじゃないとか、皆様が戸惑われたり、あるいはこうしてもらえたらよかったなと思ったところがあれば、そこをお伺いしておきたいなと思います。これは我々がこれから工夫していく上で一番伺いた



いのは難しいところってどこなんだろうという辺りです。皆様はどういうところに戸惑われたりしているか、この辺りを中心に伺えればと思うんですが、いかがでしょうか。日本の制度では、外国の陪審員制度と違って有罪、無罪だけを決めるのではなくて、まさに刑を決める、ここに皆様の常識を反映させるという制度になっているものですから、ここがうまくいかないと、この制度がうまくいっているという話にはなりません。私たちはよく協働という言葉を使うんですけども、それがうまくできているとは言えないということになってしまうものですから、ぜひこの点を伺っておきたいと思います。

#### 【7番】

そういう意味からしますと、行為責任と一般情状をある意味我々素人はごっちゃになって考えてしまうものですから、最初、始まる前に説明は受けているんだと思うんですが、それが多分頭の中に入っていないんです。なので、量刑を出すときに全部一緒くたに考えてしまっただけで行為責任としてしまうので、そこからちょっとずれていっているのかなという気がします。今後、もしまたできるとしたら、やっぱりその部分をきっちりと説明を受けて、自分が理解をした上で行為責任の判断ができるようになればいいなというふうに思います。

#### 【司会者】

その切り分けを皆様のまさに腑に落ちるように提示できているかどうかというところが少しこちらの問題としてあるのかもしれませんが。

井上裁判官には、いつも評議のときに皆様に行為責任等の説明をしてもらっていますが、裁判員の方の反応とかそういうのを見ながら、どんなところで悩んでいるかについてはいかがですか。

#### 【井上裁判官】

ふだん裁判員の評議で私の方から行為責任の考え方を説明することが多いんですけども、裁判員の方のリアクションをうかがいながら説明するということがやっぱり難しく、私の方から一方的に言っているだけで、皆さんの方にちゃんと伝わ

っていないんじゃないかというところは常々反省しなきゃいけないなと思うところでもあります。また、一方で行為責任の考え方というのが犯罪行為に関する事情をまずは見て、それ以外の周辺の犯罪行為に直接は関係しないような事情はサブの要素として見るという側面があります。先ほど7番さんが被害者の心情ということをお話しされていたかと思います。心情と単純に切り分けると、被害者がどう思ったかということなので、犯罪行為以外の事情とも言えるんですが、結局そういった放火によってこういった被害が生じたから、大切なものを失ったからこういうふうになっていると考えてみると、犯罪自体の事情にもなり得るわけで、そうすると、なかなか切り分けが難しいため、7番さんの考え方も私としてはすごく理解ができるところでした。

#### 【司会者】

ちょっとここの切り分けの問題、実際私どもが評議を進める上で、ごっちゃになるというわけではなくて、やっぱり切り離せないという事柄がかなり多いんだろうなということも理解しているつもりではいるんですが、やはりかなりそういうところで戸惑われたり、あるいは難しいなと思われたりというところがあるのかもしれない。

#### 【2番】

この制度、我々が参加しているということで、裁判官としては気遣いがちょっとあり過ぎるんじゃないかと思います。もっと割り切っているのではないかと思います。だから、逆に言うと、有罪だよとか無罪だよというだけを我々評議して、材料をどんどん与えてもらおうと、それに対して我々が評価するんだと、賛成多数だとかいって、そのぐらいに割り切ってもいいのかなということなんです。行為責任ということの会話が非常に難しい、結局結論が出ないんです。だから、いつも自分の中で葛藤しながら、なおかつ有罪でありながらも何年というふうな話をした場合、決まらないし、決めにくいです。だから、今裁判官のおっしゃったように、大岡越前守じゃないけど、おまえは打ち首だとか、切腹だとか、あるいは島流しだとかという判断は

誰かがするんです。我々にはできないです。というぐらいに思っているんじゃないかと。ということは、制度として陪審員制度とかいろいろ素人目しか分かりませんが、有罪である、無罪であるというぐらいしか言えないのかなというように思います。

#### 【司会者】

後でまたその議論をさせていただこうかと思います。何か刑を決める、すなわち皆様が担当された事件では、懲役何年であったり、あるいは執行猶予か実刑かと、こういうところを考えていく上で難しかったなとか、あるいは自分の意見としてまとめていく上でこういうところを非常に悩んだ、迷った、戸惑ったという辺りはいかがでしょうか。話を割と整理する関係で、行為責任、それから一般情状という形で話を進めるんですけど、それだと先ほど来7番の方からそれを整理したり完全に区別するというのは難しいという御指摘がありました。実際、今、井上裁判官からもそこを割り切れないというか、両面があるからという話もあつたんですけども、そんなことならば一緒に議論すればいいのではないかとか、そうした方がやりやすかったとか何か御感想はありますか。

#### 【4番】

どう言っているのかちょっと分からないところもあるんですが、私の場合は殺人事件で、被害者の方は亡くなっていたので、被害者の方の話というか、言葉を聞くことができないというところはちょっと考えてしまうところがありました。ただ、殺してしまった御主人の方は、奥様がちょっと覚せい剤による精神疾患やいろいろやっぱり事情があつて、そういう行為に及んでしまったというところもあつたんですが、亡くなってしまった人の言葉は聞けないということもあり、その辺をどういうふうにとめたらいいのか難しいところがあつたかなと思います。

評議については、裁判官の方が雰囲気作りといったら変ですけど、とても話しやすいように持って行ってくださって、こんなことを言ってもいいのかしら、こういうのってあれかしらと、重複するようなことを何度も言ってもいいのかとか、こ

んなことを聞いたらいいいのかといろいろ思うところがあっても、そういうのを全て気にせずに、とにかく何でもいいから意見を皆さんに言い合えるような空間を作っていたら、ですからみんな違う意見をもちろんおっしゃっていましたし、それぞれ考え方も違う上で話し合いをすることができたので、最終的に結論がどういう形になっても、これでよかったと思えて終わったんですが、でも終わってもその後いろんな事件とか見ていると、あのとき自分が担当した裁判のことを思い出して、どうだったかなと考えちゃうときもあります。お答えになっているかどうか分かりませんが、やっぱり自分の意見をまとめるというのはもちろん難しかったんですが、そういった形でいろいろお話をさせていただく中で、少しずつまとまっていったというところがあります。ですから、話はしやすかったなというふうに私は思っています。

**【司会者】**

ありがとうございます。ほかの方からいかがですか。

**【井上裁判官】**

話しやすい雰囲気の中でいろんな違う意見が出る。そういう違う意見を聞いて、実際に自分の考え方、分からなかったことが整理されていったりとか、あるいはこの考え方はいい考えだったなというふうに思っているとか、そういった点、違う考え方がいろいろ出た結果、御自身はどういうふうに思われたかというところをお伺いしてもよろしいですか。

**【4番】**

最初に事件の話聞いたときは、自分の中で考えることがあったんですけど、ただやはりいろんな皆さんの、裁判員の方の話を聞いたり、裁判官の方の話を聞いたりしているうちに、ああ、そういう考え方もあるなというのもあれば、その逆もあるので、そういうところでやっぱり自分の中で納得できるところと納得できないところは最終的には分けて考えたところがあります。もちろん人それぞれ裁判員に選ばれた方、その方のそれこそ人間性とか生活環境とかいろいろやっぱり物事の受け

とめ方とか感じ方、考え方も違うと思いますので、そういう受けとめ方もあるし、考え方もあるというところで、一つの意見としていろんな方の意見をまとめて、自分の考えをまとめていったようなところがあります。話し合いをするということ、また人の意見を聞く、その人の意見がいいとか悪いとかということがなく、会話ができたというのが裁判員をやっているときに一番いいことだったなと思います。

### 【3番】

私の裁判の場合、途中で情状証人、身内の方が家庭事情なんかを、遠方からいらっしゃってお話しされたんですけれども、行為責任がまずベースになって、それから情状の余地だろうというふうな考え方があったと記憶しております。

### 【司会者】

ありがとうございます。次に伺いたいのですが、先ほど来、2番の方からはこの問題についての言及が幾つかされているんですけど、量刑の決定に裁判員の方が加わるということについて、どうお感じになったかということです。私どもは、有罪か無罪かを決めるということだけではなくて、刑を決める、ここにも裁判官と裁判員の皆さんと話し合っ、皆様の常識も反映させて決めていく、これがこの制度のまさにベースになっており、そこに重きを置きたいなと思っているんですが、先ほど冒頭に3番の方から、まさにちょっとこの問題意識にもつながるところの御発言を聞かせていただくと、何か余りここに関わって私たちの意見というのが反映されていないんじゃないかとか、あるいは裁判官が決めることの正当化のためだけに使われているのではないかとか、もしそういうところがあるとするば、まさにこの制度において皆様が関与し、刑を決めるところにも関わっているということが、ある意味ないがしろになって制度が血の通ったものにならないという懸念が出てくるわけです。皆様が実際に関わられた裁判員裁判について皆様がどんなふうにお感じになったのか、そこをぜひ聞かせていただきたいと思います。

### 【7番】

この量刑の決定にというところなんですけれども、裁判官の方は当然量刑の判断

はするんですが、やはりある意味多数決で決めることであり、我々裁判員も十分その裁判に関わっていったという思いがあります。やはりかなり慎重な判断をすることになるので、関わっていいかどうかということにもなるんでしょうけども、やはりそこは一人で決める量刑じゃないので、関わってもいいのではないかなというふうに思いました。

#### 【8番】

行為責任のみについて量刑を決めるんだったら、それはA Iができることだと思うんですけども、裁判員がいることにより、多面的にいろんなことが見えるというのは実感しました。私の物差しでは小さいけれども、ほかの方の物差しを合わせればいろんな物差しがあるんだなということをつかかったので、やはり一般情状も含め、裁判員が加わるというのは非常に意義があると思いました。

#### 【3番】

裁判を無罪か有罪か決めるだけじゃなくして、有罪の場合はやっぱり量刑がどうなるかというのひっくるめた判定だと思うんです。それって、やはり裁判員が関わっていろんな意見が出されるということは十分意義のあることだと思っています。

#### 【1番】

裁判員の方の今までのいろんな考え方で、みんなの意見を合わせて量刑を決めるというのはすごく大事なことなんじゃないかなと思いますけど、裁判官の方、私のすごく一元的な見方でいうと、エリートでいらっちゃって、底辺のいろいろなもろもろというものは余り御存じでないというような印象を今まで受けていましたので、やっぱりいろんな方の意見、いろんな生き方をしてきた人の意見を合わせるというのはやっぱり意義があることだと思います。

#### 【6番】

私も量刑の決定に裁判員が加わるということに関してはいいと思います。みんなで決め、やはり皆さんで意見を出して一つの答えに導くので、自分一人として決めてしまったというプレッシャーとかというのは自分は思ったほどは感じはしなかつ

たです。あと職業なり，性別なり，生い立ちなり，皆さんも言っていたんですけど，いろんな人が今回の量刑とかに加わることによって，被告人の人となりというのがいろんなふうにお互い捉えるんで，やっぱり量刑を決める上ではいろんな人の意見が必要ではないかなと思いました。

#### 【4番】

私は，最初裁判員として評議をやったときに，例えばこういう行為責任というのがどういうものかとか，そういうところから裁判官の方から一つずつ説明していただいて，そこからきちんとした話合いになったので，何も知らない私が加わって話をするのは逆に裁判官の方は大変だなとかというふうに思いました。事件を一般のというか，普通に人間として存在している方が起こすということについて，裁判員裁判に関わったことで身近なものになるというか，決して人ごとではないということと，あと事件があったことに対してこういうふうになっていくんだということ，例えば全然知らない一般人の私でも覚えることができたということの意味が，私としては大きかったかなというのがあります。

#### 【司会者】

ありがとうございます。2番の方からも先ほど伺っていることに加えて，刑を決めることに参加する意味について何かもしありましたらお願いします。

#### 【2番】

刑を決める責任性というので気持ちが持てないということがあったということですか。だから，制度そのものが違うんじゃないかと一方であったんです。いろんな場面が評議の中で語られた経緯がありますので，仕方がないかなと正直なところありました。犯した罪に対しては有罪であると，それしかないのかなという気持ちがあったということです。だから，いろんな納得の意味で裁判官もさっき言った大岡越前じゃないけれども，そういうことをしなきゃいけない立場にいらっしゃるわけですから，それにはそうだなというふうな雰囲気を持っていった苦勞と，それに対する答え等を我々はしたわけですから，それをいいかというふうな気持ちだったと思

うんです。だけど、罪を犯した人を裁く難しさというのは本当に身をもって感じました。だから、それを下す裁判官というのは大変なことだと思うんです。死刑だとか言って、打ち首だというようなことを言わなきゃいけないわけですから、それを法律のもとで決めたわけですけども、それを言うというのは大変なことです。だけど、評議はしなければいけない。皆さんの意見を聞いてそういう考えもあるんだということについて私は勉強になりましたけれども。その人の持っている顔とか今までのヒストリーがどう出てきたというのも勉強になりましたし、そういうものを防ぐんだと、やっぱりそういう犯罪を起こさせないようないろんな過程とか、そういうものが絶対必要なのかなと思いました。貧困とか今いろいろITの問題とか、いろんなツイッターの問題とか、世の中どんどん複雑になっていくんですから、その環境に潰されちゃうとか、そういう人もいらっしゃるわけですから、だからそれを我々はどこまで理解して、また裁判官が見ていくかというのは本当に課題です。

#### 【司会者】

意見交換としてはこの程度とさせていただき、最後に検察官の求刑とか弁護人からの特に私の事件ではこうだったから、こうしてほしいという御意見、御感想があればお聞かせいただければと思うんですがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そして最後に、皆様からそれぞれこれから裁判員、皆様は一度裁判員を御経験をされたわけですが、まだ経験していない、これから裁判員になる方に贈るメッセージを順番に承りたいと思います。

#### 【1番】

お互いに経験してみるまではどんなことか全く分からなくて、ただ興味本位で参加したんですけれども、参加してみたら本当によく勉強になりました。裁判がこういう過程、形で量刑が決められるとか、進められているということがよく分かって、安心したといたらおかしいんでしょうか、私がもし被告人の立場に立ったときにも安心かなというような、いろいろ本当によく分かって参考になったと思います。もし機会があったら、ぜひ皆さん参加してみた方がよろしいかと思います。



## 【2番】

参加させていただいて、一言で言うと、けんかしなくなりました。言い争うのをやめました。結局人というのはみんなあるんです。だから、それをぶつけ合うのはいいんですけども、けんかしない方がいいです。意見を聞くというスタンス、それが今回の経験だったと思います。

## 【3番】

私も70歳を超えていますので、年齢で拒否するあれがあるんですけど、友達もそのぐらい、同じような友達なんで、経験した友達に言ったんですけども、それは行ったかどうかはともかくとしても、興味があるからぜひチャンスがあれば受けたいというのもしれば、もう年だから嫌だというのもありますし、ただ彼に対してはいい経験だから、まず真摯な気持ちで対してみればとは言っておいたんですけども、そういうことです。

## 【4番】

私がこの裁判員をやるというときに、ちょっと仕事を少し休むというお話をしたときに、70歳を超えていた方が年齢を理由に断ったとか、あと若い方だとちょっと体の都合でみたいな、とにかくみんな私に対して断れと、何か理由を付けてやらない方がいいというような、そんなの関わらない方がいいよというような意見が女性のちょっと年齢のいった方の中では多かったです。私の家族は、もう国民の義務だから行きなさいという感じで、むしろ主人などは自分がやりたいと言っていたんですが、ですからそういったやめなよと言った皆さんに、いや、大丈夫、全然そんなことはない、むしろやるといい経験になるから、チャンスがあったらやるべきだよというふうに今は言っているんです。ですから、これから裁判員になる方も、そういう臆測で否定的な考えをしないで、とにかく一度参加してみるべきじゃないかなと思うので、ぜひそういうふうに皆さんに伝えたいと思います。

## 【6番】

私も私自身がもともと参加したいと思っていたのですが、最初にも言ったとおり、

参加をして今まで自分が見向きもしなかったことにやっぱり気を付けるようになったというか、意識するようになった。今回私が担当した裁判の内容も、いつ自分の身に起きたり家庭内で起こるか分からないし、もしかしたら隣近所で起きていることかもしれない。ただ、それは見えないだけで、本当はもしかしたらそういうことが起こっているかもしれないということがふと頭によぎったときに、事件とかこういう悲しいことになる前に、もうちょっと周りや近所に気を付けてみようとか、参加することによって自分の中でどれぐらいか分からないが少し意識が変わったなどというのがあるので、参加すると、例えば報復されるとか、後で返り討ちに遭うとか、何かそういうネガティブな意見というのが知り合いからは出ているんですけど、決してそんなことはなくて、参加することによって、一生に一度あるかないかのことなので、やっぱり自分の人生の中でもプラスになったことも大きかったので、もしそういう、どうしようとか悩んでいる人がいたら、まずはやってみようよということとは伝えたいです。

#### 【7番】

私も皆さんとほぼ一緒なんですけれども、今回裁判員を経験させていただいて、大変貴重な経験をしたと思っております。それで、最初にお話をさせてもらいましたが、誰一人としてうちの会社には経験した人が周りにいないというのがありまして、本当に自分もできるんだろうかというのはすごく思っていましたので、これから裁判員になる方については、いつ来るか分からないということもあるんでしょうけれども、事前にもうちょっと我々も素人ではなくて、多少なりとも知識を持って臨めればなというふうには思いました。本当に興味を持つしかないのかなというふうに思いましたんで、参加するためにいっぱい興味を持ってくださいということをお願いかなと思いました。

#### 【8番】

私は、裁判所というところは縁遠いところで、一生足を踏み入れることはないだろうなと思って生きてきたんですけれども、今回初めて裁判所というところに行き

まして、テレビで見たのと一緒だとか、ここはテレビと違うとか、いろんな気付きがありました。動いている裁判官の方を見るのも初めてでしたし、非常に楽しかったという意見はちょっと当てはまらないのかもしれませんが、勉強になりました。家庭の事情や仕事の事情、その他諸々によってできないという方も多いとは思いますが、なるべく都合をつけて裁判員として参加するというのは人生にとって大きな気付きになると思いました。

**【司会者】**

ありがとうございます。意見交換は以上とさせていただきます。今日は長い時間、意見交換に御参加いただきまして、ありがとうございました。いただいた意見を参考にさせていただいて、今後のよりよい裁判員裁判に向けて努力してまいりたいと思います。本当にどうもありがとうございました。